

東京弁護士会 入会申込手続案内

新規登録 (職務経歴法用)

入会に関するお問合せ

【メール】 nyuutaikai@toben.or.jp

【電話】 会員課 03-3581-2203

平日 9時30分～12時／13時～16時30分

会費に関するお問合せ >>> 財務課 電話 03-3581-2208

研修に関するお問合せ >>> 業務課 電話 03-3581-3332

目次一覧

今後のスケジュール	1 頁
STEP 1：登録先情報の確認	2 頁
STEP 2：手配するもの	2 頁
STEP 3：購入するもの	3 頁
STEP 4：入会書類作成の際に手元に用意するもの	3 頁
STEP 5：作成書類（職務経歴法による入会申込者のみ）	4 頁
STEP 6：入会書類作成手順	5 頁
STEP 7：氏名に外字がある方	6 頁
STEP 8：職務上の氏名の届出書・使用許可申請書	7 頁
STEP 9：提出方法	7 頁
STEP 10：その他	8 頁
STEP 11：事務手数料が無料となる場合	8 頁

資料一覧

資料 1 氏名に外字を使用している場合の氏名表記について	10 頁
資料 2 収入印紙の交換と印紙税の還付について（国税庁）	11 頁
資料 3 主要法科大学院一覧	12 頁
資料 4 司法試験予備試験合格日	14 頁
資料 5 司法試験合格日（第二次試験含む）・司法修習終了日一覧	15 頁
資料 6 日弁連身分証明書発行申請に関する注意事項	16 頁

《今後のスケジュール》

■入会審査の流れ

- 書類受付 → 面接（必要な方のみご連絡）
- 東弁常議員会内入退会審査調査会（月1回開催）
- 東弁常議員会（月1回開催）
- 日弁連主査理事決裁（月1回開催）

■補正等の事務連絡

連絡先回答書記載のメールアドレス宛てにご連絡いたします。
返答なき場合、登録日が遅れることがあります。

■面接審査について

必要な方には面接日を追ってご連絡いたします。

■弁護士名簿登録日（当日）

日弁連からの連絡を受け、午後4時頃に、登録完了のお知らせをメールアドレス宛てにご連絡いたします。弁護士登録番号もその際にお知らせいたします。登録日当日は、来会の必要はありません。

登録日当日は、登録完了が夕方となるため、「弁護士」としての具体的な業務予定を入れることはお控えください。

■弁護士名簿登録通知・記章等のお渡しについて

日弁連からお預かり次第、メールアドレス宛てにご連絡いたします。
年末年始や4月1日は、入退会者数が多数おられるため、お渡しが遅くなる場合があります。ご連絡があるまでお待ちください。

■窓口交付するもの

（1）持参するもの

- ①印鑑（受領印）
- ②本人確認証の提示（マイナンバーカード・運転免許証等の公的身分証明書いずれか）

（2）お渡し予定

- ①記章（タイタック式）
- ②弁護士名簿登録通知
- ③東弁HP会員専用ページログインID&パスワード
- ④各種窓口案内
- ⑤会費引落口座届出案内
- ⑥預り金口座届出案内

★日弁連身分証明書の発行申請をされた方★

交付時期：登録日の翌々月上旬

【例】4/1登録→6月上旬の交付

STEP 1：登録先情報の確認

登録予定先に登録のある弁護士と登録情報（電話番号及びFAX番号を除く）を同一にしてください。

日弁連ホームページ「弁護士情報検索」で確認できます。

- ①郵便番号
- ②住所・ビル名等
- ③法律事務所名 ※
- ④電話番号の登録有無、登録する場合の番号
- ⑤FAX番号の登録有無、登録する場合の番号

<注意事項>

※登録先が弁護士法人の場合、法律事務所名欄に弁護士法人名を記載される方がおりますが、日弁連ホームページ「弁護士情報検索」の「事務所名」に表示されているとおりに記載してください。

STEP 2：手配するもの

入会書類作成前に、次の手配を行ってください。

郵送取り寄せの場合、時間がかかります。

入会書類の本籍地情報を戸籍謄本どおりに記載していただくためです。

【例】正：〇〇町三丁目五番2号

誤：〇〇町3-5-2 ※文字変換、省略不可

1 戸籍謄本、抄本、記載事項証明書のうちいずれか1種類

【発行】本籍地のある自治体

【通数】原本2通

【発行日】登録請求日前（当会受付日）3か月以内発行のもの

2 身分証明書

【内容】破産手続開始の決定を受けていないことの証明

【発行】本籍地のある自治体

【通数】原本2通

【発行日】登録請求日前（当会受付日）3か月以内発行のもの

3 弁護士となって職務を行う者であることを証する書面

【発行】判事補→最高裁

検事→法務省

【通数】原本2通

STEP 3 : 購入するもの

1 収入印紙6万円(1枚)

【目的】登録免許税

【販売店】郵便局、法務局等

【領収証】販売店にて発行。当会で発行はできません。

【貼付】弁護士名簿登録請求書1枚目(日弁連提出用)、消印不要

【注意】印紙を一度用紙に貼った場合、使用済みになります。

貼りかえ(用紙ごと印紙部分を切り取り、他用紙に貼ること)ができません。

貼りかえた場合、無効になるとともに、交換や還付を受けることができなくなります。

2 写真

【書式】履歴書用2葉

身分証明書発行申請書用2葉 ※申請は任意

【条件】・写真専用用紙のもの(紙にカラー印刷したものは不可)

- ・3か月以内撮影のもの
- ・白黒・カラーいずれも可
- ・サイズ縦4cm×横3cm
- ・背景なし、無帽であること
- ・顔写真として鮮明なもの
- ・サングラス不可
- ・数種類の顔写真をまとめて合計4枚とすることは不可

【貼付】履歴書2枚(日弁連提出用、弁護士会控)に糊で貼る
身分証明書発行申請書1枚(日弁連提出用)に糊で貼る。

【添付用】写真裏面に、①お名前②撮影年月日を記入してください。

小袋に入れて、身分証明書発行申請書(日弁連提出用)の左上に写真に重ならないようクリップ留めする。

写真に歪みや汚損がありますと、作製に影響します。

STEP 4 : 入会書類作成の際に手元に用意するもの

- ① 戸籍謄本、抄本、記載事項証明書のいずれか
- ② 収入印紙6万円
- ③ 写真(2葉又は4葉)、4葉の場合→小袋、クリップ
- ④ 黒のボールペン(消せるボールペン使用不可)
- ⑤ 朱肉、印鑑(スタンプ式印鑑不可、複数の印鑑を使用することは不可)
- ⑥ 糊(のり)

STEP 5：作成書類（職務経験法による入会申込者のみ）

1 同意書2通（原本）

【書式】最高裁又は法務省にあります

【内容】「私が弁護士職務経験期間中に弁護士法所定の懲戒処分を受けたとき、日本弁護士連合会が、※※※に、その旨を通知することに依存はありません。」

※判事補→最高裁判所

※検事 →法務省

2 入会金免除または猶予申請書1通（原本）

【宛先】東京弁護士会会長宛て

【規定】東京弁護士会会則第9条第4項

本会は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の規定により本会に入会する者に対して、第1項の入会金を免除し、または猶予することができる。

<連絡事項>

- ・申請が承認されたら入会金の減免等の基準に関する規則第3条第1項に基づき、登録の日まで入会金3万円の納付を猶予します。
- ・入会金の減免等の基準に関する規則第3条第2項に基づき、弁護士名簿の登録の日に、判事補の場合は最高裁判所事務総長の、検事の場合は法務省事務次官の当該入会申込者が弁護士職務経験法の規定により弁護士となってその職務を行う者である旨の書面を本会に提出したときは、入会金の納付を免除します。
- ・なお、入会金の減免等の基準に関する規則第3条第3項に基づき、弁護士職務経験法の規定により本会に入会した者が、自己の意思に基づいて裁判所事務官又は法務省職員の身分を失ったときは、前項の免除はその効力を失います。よって、この場合は入会金3万円を納付いただきます。
- ・日弁連登録料3万円については、日弁連「弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程」第3条に基づき免除。申請手続は不要。

STEP 6 : 入会書類作成手順

1 データ入力シートへ入力

シート内の入力ルールに従ってください。

2 送付状シートを印刷・参照し、提出する書類（シート）を印刷・点検する。

3 点検項目

- 誤入力の有無（入力時の誤変換）
- 入力漏れの有無
- 文字化け（###）の有無
- 文字切れ（途中で見切れている）の有無
- 改ページのずれの有無
- 所定枚数か

※OSのバージョンや機器環境により、印刷範囲が所定枚数に収まらず、複数枚に跨ることがあります。

入力内容がおさまっていれば問題ありません。

書式の文言や罫線が複数枚に跨っているからといって、両面印刷したり、ホチキス留めして、割り印を押印する必要はありません。

※書式の末尾にある記名・押印欄だけが2枚目になる場合は、1枚目の末尾に署名・捺印して1枚にまとめてください。

4 押印する

送付状にある「通数」と「押印箇所合計」の数を確認する。

5 写真を糊で貼る

履歴書2枚、身分証明書発行申請書（任意）1枚

6 身分証明書発行申請書（任意）を申請する方

写真1葉の裏面に①お名前②撮影年月日を記入し、小袋に包む。

身分証明書発行申請書（日弁連提出用）左上にクリップ留めする。

クリップは、写真に重ならないよう（歪まないよう）にする。

7 収入印紙を弁護士名簿登録請求書（日弁連提出用）左上に貼付、消印不要

収入印紙貼付後、コピーをとることをおすすめします。

販売店発行の領収証を紛失し、入会書類提出後に、本書面のコピーが欲しいと問い合わせられる方がおられます。

日弁連で保管し、当会にはありません。

ご自身でコピーをおとりください。

8 各書式の提出日付欄は記入しないこと

入会書類到着後、受付日を当会にて記入します。

9 手書きするもの

(1) お名前にパソコンで出力できない外字がある方（全書式）

入力の際、外字部分は空白とし、印刷後に手書きする。
パソコンで正字変換（略字）したままの提出不可。

(2) 送付状

同封したものに手書きで☑を記入する。

(3) 登録希望日届出書・連絡先回答書

登録希望日を記入する。

その他連絡先、連絡事項があれば、手書きで記入する。

【例】平日〇時～〇時の時間帯であれば連絡が取れやすい等

(4) 質問事項書

該当する□の上を、マウスでクリックすると☑が入ります。

記入欄は、セルに直接入力するか、印刷後に手書きで記入する。

会則会規遵守事項の「履行します」の☑が漏れていると、入会審査に時間がかかることがあります。

10 訂正方法

- ・「二重線で削除」→「二重線の上に訂正印押印」→「正しい内容を加筆」
修正液、修正テープは使用不可。
- ・文字を挿入加筆する場合、挿入記号の上に押印。

STEP 7：氏名に外字がある方

(1) 戸籍名どおりを希望する場合

「外字表記希望届」を提出する。

(2) 正字表記を希望する場合

「職務上の氏名の届出書」を提出する。

STEP 8 : 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書

次に該当する場合は、「職務上の氏名の届出書・使用許可申請書」を提出することで職務上の氏名を使用することができます。

戸籍名のまま弁護士活動を行う方は、「職務上の氏名」欄に戸籍名を重複して入力・記載しないでください。

<職務上の氏名の届出書・使用許可申請書>

(1) 届出により職務上の氏名が使用できる場合

- ア 戸籍上の氏名に変更があった場合（変更前の氏名）
- イ 外国籍の者で外国人住民に係る住民票に通称名が記載されている場合（当該通称名）
- ウ 戸籍上の氏名に用いられる漢字を常用漢字に置き換える場合（当該常用漢字に置き換えられた氏名）
- エ 日本国籍の取得により、外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名と戸籍上の氏名が異なる場合（当該外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名）

(2) 使用許可が必要な場合

必要性及び合理性を日弁連で審査します。

STEP 9 : 提出方法

1 郵送提出

全書類の日付は記入しないでください（空欄のまま）。

書類到着後、受付日を当会で記入します。

収入印紙6万円を貼付した書類が含まれるため、郵便物の紛失等のトラブル防止上、配達記録付郵便で送付することをおすすめいたします。

郵便の到着は、郵便追跡サービスにてご自身で「お問い合わせ番号」を入力の上、確認してください。

<送付先>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
東京弁護士会会員課宛て 「入会申込書」 在中

2 窓口提出

前日（前営業日）までにお電話で予約してください。

確認・補正作業に約30分程度要します。

入会書類に押印された印鑑をお持ちください。

印紙と写真は、所定欄にあらかじめ貼付してください。

全書類の日付は、持参日をあらかじめご記入ください。

3 ご提出に当たってのお願い（次の行為はご遠慮ください）

- ・印紙や写真を所定欄に貼っていない
- ・添付書類が不足している。
- ・履歴書（学歴・司法試験合格日・司法修習終了日・職歴、賞罰の有無等）の記載漏れ

STEP 10：その他

1 入会申込書

(1) 紹介会員について（任意、空欄可）

「紹介会員がいたほうが有利ですか」とのお問合せをいただきますが、有無にかかわらず、全て公平な取扱いとなりますのでご心配なさらないでください。本件に関する重ねての確認は、ご遠慮ください。

なお、紹介会員は2名を超えることはできません。2名を超えて入会申込書を複数枚提出することは、ご遠慮ください。

(2) メールアドレス・携帯電話番号の届出

当会との連絡用のため、届出をお願いいたします。

なお、日弁連書式には、携帯電話番号の記載欄がありません。電話番号欄は固定電話を指しますので、固定電話がなければ空欄のまま、携帯電話番号は記入しないようご注意ください。

2 入会申込時点で自宅住所が未定の場合

現在の住所又はご実家を記載してください。

登録日前、新住所が決まり次第、メールにてご連絡をください。

ご連絡のタイミングによっては、登録後に日弁連「登録事項変更届書」にて変更届を行っていただく場合があります。

STEP 11：事務手数料が無料となる場合

1 日弁連「登録事項変更届書」

(1) 変更内容

事務所（名称・所在地・電話・FAX）、住所（電話・FAX含む）、本籍、氏名、職務上の氏名

(2) 届出時期

事後すみやかに

(3) 日弁連事務手数料

2,000円

(4) 無料の場合

- ①電話・FAX番号のみの変更
- ②郵便番号のみの変更
- ③ビルのオーナー変更・都合によるビル名変更（要疎明資料）
- ④場所の変更を伴わない企業名の変更（要疎明資料）

2 日弁連発行「身分証明書」（顔写真つきカード）

(1) 日弁連事務手数料

3,150円

(2) 無料となる場合

初めて弁護士登録する方で、入会申込時又は登録日から3か月以内に発行申請を行った者（初回のみ）

【例】4月1日登録 → 初回申請無料期間：4月1日～7月1日まで

(3) 登録日を基準日として3か月以内に登録先の移転が明らかな場合

入会申込時ではなく、弁護士登録日から3か月以内に申請されることをおすすめいたします。

(4) 交付時期等

登録日の翌々月上旬 【例】4月1日登録 → 6月上旬
事務所宛て（自宅指定不可）にお葉書にてお知らせいたします。

資料 1

氏名に外字を使用している場合の表記について（お願い）

日本弁護士連合会事務総長

弁護士法第8条に定める弁護士名簿に記載する弁護士の氏名の表記は、戸籍又は外国人住民に係る住民票記載の文字を用いています。また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第1項に規定する外国法事務弁護士名簿に記載する外国法事務弁護士の氏名の表記は、法務省発行の承認通知書記載の文字を用いています。

戸籍、外国人住民に係る住民票又は法務省発行の承認通知書記載の氏名に旧字・異体字・俗字・略字等のいわゆる外字を使用している場合は、下記のとおり取り扱いますので御了解ください。

なお、外字の使用を希望する場合は、当連合会審査第一課までお申し出ください。

記

- 1 「会員名簿」、「自由と正義」、日弁連及び委員会が発行する印刷物、会員宛通知、日弁連ホームページ並びに身分証明書における氏名表記は、JIS規格（JIS2004）で定められた第一水準、第二水準（正字）に変換した文字による。
- 2 日弁連が発行する登録等証明書における氏名表記は、弁護士の場合は戸籍又は外国人住民に係る住民票、外国法事務弁護士の場合は法務省発行の承認通知書記載の文字による。

○お問い合わせ先○

日本弁護士連合会 審査部審査第一課

TEL：03-3580-9841

収入印紙の交換と印紙税の還付について

資料 2

- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは交換や還付を受けられません。

収入印紙の交換

郵便局では、未使用の収入印紙や白紙又は封筒等に貼り付けられた収入印紙と他の収入印紙との交換を行っていますので、これらの収入印紙を郵便局へご持参の上、ご相談ください。

なお、交換の際には1枚につき5円の交換手数料（10円未満の収入印紙についてはその半額）が必要となります。

【交換の対象となるもの】

① 未使用の収入印紙

汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象となりません。

② 次のような客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないものに貼り付けた収入印紙

- ・ 白紙又は封筒
- ・ 行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書（登記申請書や旅券（パスポート）引換書など）

租税や国の歳入金納付に用いられたものは交換の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

印紙税の還付

税務署では、契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、過誤納金として還付を行っていますので、収入印紙が貼り付けられた文書を「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」と併せて税務署へ提出してください。

【還付の対象となるもの】

- ① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの
- ② 委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの
- ③ 課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの

契約書を作成した後にその契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

資料 3

主要法科大学院一覧（参考資料：文部科学省ホームページ 「法科大学院一覧」）

履歴書に法科大学院名を記載する場合には、以下に記載の略称又は正式名称を記入してください（修了当時の略称又は名称を記入してください）。

※備考欄に「○」が付いている法科大学院は令和5年現在、募集が行われておりません。

50音	略称	正式名称	備考
あ	愛知大学法科大学院	愛知大学大学院法務研究科法務専攻	
あ	愛知学院大学法科大学院	愛知学院大学大学院法務研究科法務専攻	○
あ	青山学院大学法科大学院	青山学院大学大学院法務研究科法務専攻	○
お	大阪学院大学法科大学院	大阪学院大学大学院法務研究科法務専攻	○
お	大阪大学法科大学院	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻	
お	大阪市立大学法科大学院 ※令和4年4月以降、大阪公立大学法科大学院	大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 ※令和4年4月以降、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻	
お	大宮法科大学院大学	大宮法科大学院大学法務研究科法務専攻	○
お	岡山大学法科大学院	岡山大学大学院法務研究科法務専攻	
か	学習院大学法科大学院	学習院大学大学院法務研究科法務専攻	
か	鹿児島大学法科大学院	鹿児島大学大学院司法政策研究科法曹実務専攻	○
か	関西大学法科大学院	関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻	
か	関西学院大学法科大学院	関西学院大学大学院司法研究科法務専攻	
か	香川大学・愛媛大学法科大学院	香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻 (通称：四国ロースクール)	○
か	神奈川大学法科大学院	神奈川大学大学院法務研究科法務専攻	○
か	金沢大学法科大学院	金沢大学大学院法務研究科法務専攻	
か	関東学院大学法科大学院	関東学院大学大学院法務研究科実務法学専攻	○
き	九州大学法科大学院	九州大学大学院法務学府実務法学専攻	
き	京都大学法科大学院	京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻	
き	京都産業大学法科大学院	京都産業大学大学院法務研究科法務専攻	○
き	近畿大学法科大学院	近畿大学大学院法務研究科法務専攻	○
く	熊本大学法科大学院	熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻	○
く	久留米大学法科大学院	久留米大学大学院法務研究科法務専攻	○
け	慶應義塾大学法科大学院	慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻	
こ	神戸大学法科大学院	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻	
こ	神戸学院大学法科大学院	神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻	○
こ	甲南大学法科大学院	甲南大学大学院法学研究科（法務専攻）	○
こ	國學院大學法科大学院	國學院大學大学院法務研究科法務職専攻	○
こ	駒澤大学法科大学院	駒澤大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻	○
し	静岡大学法科大学院	静岡大学大学院法務研究科法務専攻	○
し	島根大学法科大学院 (通称：山陰法科大学院)	島根大学大学院法務研究科法曹養成専攻	○
し	首都大学東京法科大学院	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻	○
し	上智大学法科大学院	上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻	
し	信州大学法科大学院	信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻	○
す	駿河台大学法科大学院	駿河台大学大学院法務研究科法曹実務専攻	○
せ	成蹊大学法科大学院	成蹊大学大学院法務研究科法務専攻	○
せ	西南学院大学法科大学院	西南学院大学大学院法務研究科法曹養成専攻	○
せ	専修大学法科大学院	専修大学大学院法務研究科法務専攻	
そ	創価大学法科大学院	創価大学大学院法務研究科法務専攻	
た	大東文化大学法科大学院	大東文化大学大学院法務研究科法務専攻	○
ち	千葉大学法科大学院	千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻	
ち	中央大学法科大学院	中央大学大学院法務研究科法務専攻	
ち	中京大学法科大学院	中京大学大学院法務研究科法務専攻	○

つ	筑波大学法科大学院	筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（令和元年度以前入学生） 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（令和2年度以降入学生）	
と	桐蔭法科大学院	桐蔭法科大学院	○
と	桐蔭横浜大学法科大学院	桐蔭横浜大学大学院法務研究科法務専攻	○
と	東海大学法科大学院	東海大学大学院実務法学研究科実務法律学専攻	○
と	東京大学法科大学院	東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻	
と	東京都立大学法科大学院	東京都立大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻	
と	同志社大学法科大学院	同志社大学大学院司法研究科法務専攻	
と	東北大学法科大学院	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻	
と	東北学院大学法科大学院	東北学院大学大学院法務研究科法実務専攻	○
と	東洋大学法科大学院	東洋大学大学院法務研究科法務専攻	○
と	獨協大学法科大学院	獨協大学大学院法務研究科法曹実務専攻	○
な	名古屋大学法科大学院	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻	
な	南山大学法科大学院	南山大学大学院法務研究科法務専攻	
に	新潟大学法科大学院	新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻	○
に	日本大学法科大学院	日本大学大学院法務研究科法務専攻	
は	白鷗大学法科大学院	白鷗大学大学院法務研究科法務専攻	○
ひ	一橋大学法科大学院	一橋大学大学院法学研究科法務専攻	
ひ	姫路獨協大学法科大学院	姫路獨協大学大学院法務研究科法務専攻	○
ひ	広島大学法科大学院	広島大学大学院法務研究科法務専攻	
ひ	広島修道大学法科大学院	広島修道大学大学院法務研究科法務専攻	○
ふ	福岡大学法科大学院	福岡大学大学院法曹実務研究科法務専攻	
ほ	法政大学法科大学院	法政大学大学院法務研究科法務専攻	
ほ	北海学園大学法科大学院	北海学園大学大学院法務研究科法務専攻	○
ほ	北海道大学法科大学院	北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻	
め	明治大学法科大学院	明治大学大学院法務研究科法務専攻	
め	明治学院大学法科大学院	明治学院大学大学院法務職研究科法務専攻	○
め	名城大学法科大学院	名城大学大学院法務研究科法務専攻	○
や	山梨学院大学法科大学院	山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻	○
よ	横浜国立大学法科大学院	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科法曹実務専攻	○
り	立教大学法科大学院	立教大学大学院法務研究科法務専攻	○
り	立命館大学法科大学院	立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻	
り	龍谷大学法科大学院	龍谷大学大学院法務研究科法務専攻	○
り	琉球大学法科大学院	琉球大学大学院法務研究科法務専攻	
わ	早稲田大学法科大学院	早稲田大学大学院法務研究科法務専攻	

■司法試験予備試験合格日

西暦年度	和暦年度	年月日
2021年度	令和3年度	2021年11月5日
2020年度	令和2年度	2021年2月8日
2019年度	平成31年度・令和元年度	2019年11月7日
2018年度	平成30年度	2018年11月8日
2017年度	平成29年度	2017年11月9日
2016年度	平成28年度	2016年11月4日
2015年度	平成27年度	2015年11月5日
2014年度	平成26年度	2014年11月6日
2013年度	平成25年度	2013年11月7日
2012年度	平成24年度	2012年11月8日

司法試験第二次試験合格日 司法試験合格日	
司法試験合格日	司法試験合格日
1976年10月9日	新 2010年9月9日
1977年10月8日	旧 2010年11月11日
1978年10月7日	新 2011年9月8日
1979年10月8日	旧 2011年4月21日
1980年10月24日	2012年9月11日
1981年10月31日	2013年9月10日
1982年10月30日	2014年9月9日
1983年10月31日	2015年9月8日
1984年10月31日	2016年9月6日
1985年10月31日	2017年9月12日
1986年10月31日	2018年9月11日
1987年10月30日	2019年9月10日
1988年10月28日	2021年1月20日
1989年11月1日	2021年9月7日
1990年11月2日	2022年9月6日
1991年10月31日	
1992年10月30日	
1993年10月29日	
1994年10月28日	
1995年10月31日	
1996年11月1日	
1997年10月31日	
1998年10月30日	
1999年10月29日	
2000年11月10日	
2001年11月9日	
2002年11月13日	
2003年11月12日	
2004年11月10日	
2005年11月9日	
新 2006年9月21日	
旧 2006年11月9日	
新 2007年9月13日	
旧 2007年11月8日	
新 2008年9月11日	
旧 2008年11月13日	
新 2009年9月10日	
旧 2009年11月12日	

司法修習終了日			
修習	司法修習終了日	修習	司法修習終了日
31期	1979年4月8日	現 64期	2011年8月24日
32期	1980年4月7日	新 64期	2011年12月14日
33期	1981年4月6日	65期	2012年12月19日
34期	1982年4月12日	66期	2013年12月18日
35期	1983年4月6日	67期	2014年12月17日
36期	1984年4月4日	68期	2015年12月16日
37期	1985年4月4日	69期	2016年12月14日
38期	1986年4月3日	70期	2017年12月13日
39期	1987年4月2日	71期	2018年12月12日
40期	1988年4月4日	72期	2019年12月11日
41期	1989年4月3日	73期	2020年12月16日
42期	1990年4月3日	74期	2022年4月20日
43期	1991年4月2日	75期	2022年12月7日
44期	1992年4月1日	76期	2023年12月13日
45期	1993年4月1日	77期	2025年3月26日
46期	1994年4月1日		
47期	1995年4月3日		
48期	1996年4月1日		
49期	1997年4月1日		
50期	1998年4月1日		
51期	1999年4月1日		
52期	2000年4月3日		
53期	2000年10月6日		
54期	2001年10月5日		
55期	2002年10月4日		
56期	2003年10月3日		
57期	2004年10月1日		
58期	2005年10月3日		
59期	2006年10月2日		
59期	2007年1月18日		
現 60期	2007年9月4日		
新 60期	2007年12月19日		
現 61期	2008年9月2日		
新 61期	2008年12月17日		
現 62期	2009年9月2日		
新 62期	2009年12月16日		
現 63期	2010年8月25日		
新 63期	2010年12月15日		

日弁連身分証明書発行申請に関する注意事項

- 1 身分証明書を第三者に貸与又は譲渡をしないこと。
- 2 有効期間内に新たな身分証明書の発行を申請する場合には、弁護士等の身分証明書の発行に関する規則第10条に基づき、既に発行を受けた身分証明書を所属弁護士会を經由して返還すること。
また、新たな身分証明書の交付を受ける場合には、引き換えに既に発行を受けた身分証明書を返還すること。
- 3 次の場合には弁護士等の身分証明書の発行に関する規則第13条に基づき、身分証明書を所属弁護士会又は最後に所属した弁護士会を經由して返還すること。また、身分証明書の名義人が死亡した場合には、当該名義人の相続人が返還すること。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ② 除名、退会命令又は業務停止の懲戒処分を受けたとき
 - ③ 懲戒の処分により、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、若しくは公務員であって免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けたとき
 - ④ 破産手続開始の決定を受けたとき
 - ⑤ 弁護士にあつては弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十一条、外国法事務弁護士にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第三十条、沖縄弁護士にあつては沖縄弁護士に関する政令(昭和四十七年政令第六十九号)第三条第一項の規定により、登録取消又は登載取消の請求をしたとき
 - ⑥ 弁護士にあつては弁護士法第十三条の規定による登録取消が確定したとき
 - ⑦ 外国法事務弁護士にあつては外国弁護士法律事務取扱法第三十一条第一項第四号に該当したとき又は同条第二項により登録を取り消されたとき
 - ⑧ 死亡したとき
 - ⑨ 身分証明書の有効期間が満了したとき又は記載事項に変更が生じたとき
- 4 身分証明書の返還をすべき場合で、その返還ができないときは、その事情を書面をもって、所属弁護士会を經由して届け出ること。
- 5 身分証明書を紛失した場合には、書面をもって速やかに、所属弁護士会を經由して「紛失届」を提出すること。
- 6 「紛失届」をなした身分証明書が発見された場合、直ちに所属弁護士会を經由して、その旨を書面をもって届け出ること。なお、身分証明書の紛失後に、新たな身分証明書の発行を申請し、又は発行を受けている場合には、発見された身分証明書を所属弁護士会を經由して返還すること。
- 7 以上のほか、身分証明書の取扱いに当たっては、日本弁護士連合会の弁護士等の身分証明書の発行に関する規則を順守すること。